

【追加募集】

令和 7 年度版



福津市創業支援補助金 募集要項



福津市では、市内で創業する方を支援するため、創業に要する経費の一部を補助します。

【申請期間】

令和7年10月6日（月）より、随時申請受付（毎月5日締切）

午前8時30分 ～ 午後5時まで

※ 土曜日・日曜日・祝日は含みません。

※ ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

【相談・問い合わせ先】

福津市 商工振興課 商工振興係（別館2階）

電話：0940-62-5013

目次

1. 補助金の対象者.....	2
2. 補助対象となる事業.....	3
3. 補助額.....	3
4. 補助対象経費.....	4
5. 補助金申請の流れ.....	5
6. 提出・相談について.....	5
7. 必要書類について.....	6
8. 福津市創業支援補助金に関する Q&A	7
(1) 申請について.....	7
(2) 対象について.....	8
(3) 特定創業支援等事業について.....	9
(4) 補助対象経費について.....	10
① 改装費.....	10
② 設備費.....	10
③ 広告宣伝費.....	11
④ 賃借料.....	11

1. 補助金の対象者

福津市内における創業者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

1	次のいずれかに該当するもの
	(ア) 事業を営んでいない個人であって、市内に住所を有し、かつ、申請年度内に市内に主たる事業所を有する意思を持っている者（申請年度内に住所を有する予定の者も含む）
	(イ) 事業を営んでいない個人であって、市内で新たに会社を設立し、申請年度内に市内に主たる事業所を有する意思を持っている者
	(ウ) 令和6年4月1日以降に事業を開始した個人であって、市内に住所を有し、かつ、市内に主たる事業所を有している者（申請年度内に住所を有する予定の者も含む）
	(エ) 令和6年4月1日以降に設立した会社の創業者であって、市内に主たる事業所を有している者（すでに事業を営んでいる個人が法人化する場合を除く）
2	福津市特定創業支援等事業に係る証明書の交付を受けていること
3	市税を滞納していないこと
4	市、福津市商工会及び地域と連携して、地域の活性化に貢献できる者であること

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- 既にこの補助金を受けた者
- 福津市企業センターの入居者（予定も含む）（※1）
- 福津市暴力団等追放推進条例第2条第2号～第5号に該当する者

※1 市内での創業を目指す人や創業して間もない事業者に対して、市の産業の発展と新たな雇用の場と、地域の活性化や賑わいをつくるため、事務所の貸付を行っています。福津市企業センターの詳細については、市公式ホームページ（右記QRコード）を参照してください。



本補助金は、福津市企業センターの入居者（予定も含む）の場合、対象外となります

2. 補助対象となる事業

次に掲げる全ての要件を満たす事業とします。

- (1) 需要、雇用等を生み出す見込みがあり、市の商工業の発展と活性化に貢献できること
- (2) 金融機関等からの資金調達や自己資金で事業の実施が十分見込まれる計画であること
- (3) 申請書に添付する補助事業計画に基づき実施するものであること

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- 宗教的活動又は政治的活動が目的のもの
- 公序良俗に反するもの
- 風営法第2条に該当するもの
- フランチャイズ契約又はこれに類するもの
- 農業、林業、漁業、金融業、保険業、病院、一般診療所、歯科診療所、民泊新法の規制の対象となるもの、産廃処理業 等

3. 補助額

補助金の額は、補助対象経費から他の補助金等を控除した額に2分の1を乗じて得た額とします。
ただし、20万円を限度とします。

補助率	限度額
1/2 以内	20万円

※ 千円未満の端数は切り捨てて計上してください。

※ 当該年度の予算の範囲内で採択します。

※ 予算には限りがあるため、申請が多かった場合、不採択になる可能性があります。

4. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助金の交付決定日以降に実施又は開始し、令和8年3月31日(火)までに完了する経費とします。

項目	具体例
改装費	事務所等の外装工事、内装工事、設備工事、上下水道改修等（建物の増改築に該当しないもの）に係る工事費 （原則、市内に事業所を持つ業者が施工するもの）
設備費	申請する事業において直接必要な機械装置、工具及び機器もしくは備品
広告宣伝費	パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会の出展料、ホームページ作成料等
事務所の賃借料	交付決定日の翌月から令和8年3月31日までの事務所又は店舗等の賃借料 （事務所併用住宅の場合は、事務所及び住宅の面積に応じて按分）

※ 消費税額は、補助対象経費には含まないものとします。

※ 交付決定日よりも前に購入した経費は対象外とします（賃借料は除く）。

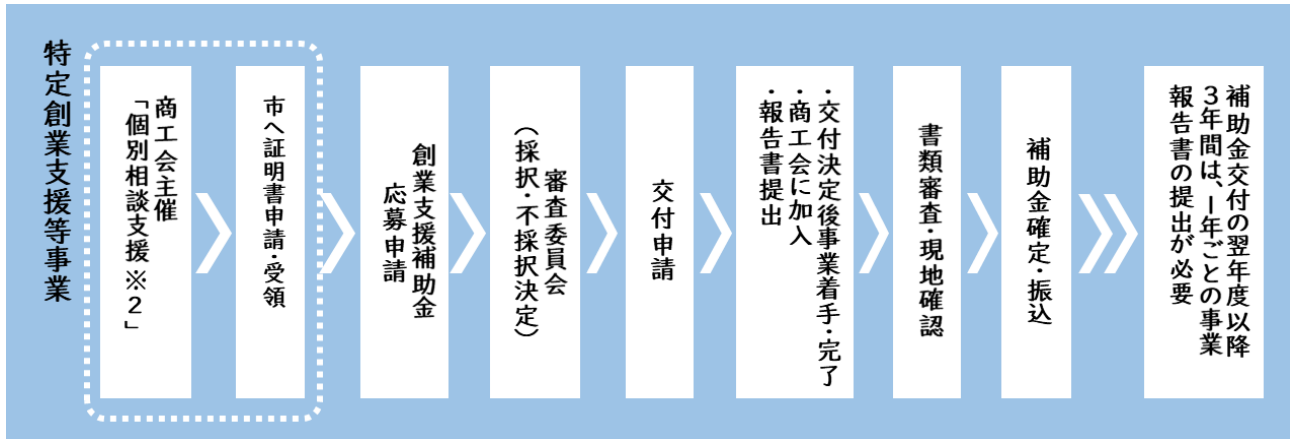
ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

項目	対象外
改装費	住居部分に係る工事費、外構工事、建築資材・機器・設備・備品等を購入し、申請者自らが施工する工事費、電話・ケーブルテレビ・インターネット等の屋外回線工事費、電圧変更等に係る各種申込手数料等
設備費	汎用性があるもの（パソコン、タブレット、車両本体等）、中古品、消耗品、原材料の購入費、リース料等
広告宣伝費	切手の購入に係る経費、各種入会金、名刺のデザイン・印刷費等
事務所の賃借料	申請者本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等、住居部分の賃借料、借入れに伴う敷金・礼金・保証金・仲介手数料・共益費、火災及び地震保険料等これに類する経費等

※ 自社内部、資本関係にあるもの、親族等、補助事業者と密接な関係を有するものとの取引及び発注にかかる経費は対象外とします。

5. 補助金申請の流れ

毎月5日（土日祝の場合はその前開庁日）までに申請があったものを同月内に審査し、採択の可否を決定します。



※2 市商工会において、1か月以上にわたり、個別で相談支援を4回以上受けることが必要です。

「個別相談支援」の詳細については、
福津市商工会（0940-42-0315）に問い合わせください

6. 提出・相談について

【提出について】

提出は窓口持参に限り受け付けます。郵送、メール、FAX での受付は行っていません。

※ 提出と合わせて、相談を希望される場合は、必ず事前に下記まで連絡をしてください。連絡が無かった場合、相談を受けられない可能性があります。

【相談について】

補助金の申請についての相談は、下記まで問い合わせください。

福津市 商工振興課 商工振興係

電話：0940-62-5013 所在地：福津市中央1-1-1 福津市役所 別館2階

7. 必要書類について

申請に必要な書類は、下表のとおりです。また、住所や氏名については、下記のとおり記入してください。

【法人】所在地・事務所(会社)名・代表者名

【個人】自宅住所・氏名

必要書類		備考
☐	① 福津市創業支援補助金応募申請書（別紙2枚含む）	様式あり
☐	② 福津市創業支援補助金申請者調書	様式あり
☐	③ 誓約書	様式あり
☐	④ 創業事業計画書（商工会の個別相談支援時に作成したもので可）	様式あり
☐	⑤ 福津市の特定創業支援等事業を受けた証明書の写し	-
☐	⑥ 住民票の写し（既に市内に住所を有する個人事業主の場合）	取得後の提出可
☐	⑦ 登記事項証明書の写し（既に法人登記をしている場合）	取得後の提出可
☐	⑧ 開業届の写し（個人事業主の場合）	取得後の提出可
☐	⑨ 事業に係る許可証の写し（許可が必要な業種の場合）	取得後の提出可
☐	⑩ 補助対象経費に係る見積書等の写し （カタログや図面など内容が分かるものを添付）	-
☐	⑪ 事務所等の賃貸借契約書の写し（対象経費に賃借料を含む場合）	-
☐	⑫ 国、県、市、その他団体等からの補助金の概要がわかる書類 （該当する場合）	-
☐	⑬ その他市長が必要と認める書類	-

※ 上記①～④の様式は、市公式ホームページ内（右記 QR コード）からダウンロードできます。

※ 交付申請時は、「①福津市創業支援補助金交付申請書」、「②福津市創業支援補助金採択決定通知書の写し」、「③市税の滞納がない旨の証明書」が別途必要です。



8. 福津市創業支援補助金に関する Q&A

(1) 申請について

Q. 応募申請と交付申請の違いは何か？

応募申請は、本補助金の利用を申し出る手続きです。そのため、利用したい方は必ず応募申請を行ってください。審査の結果、採択・不採択の決定が通知されます。

採択された場合に限り、補助金を利用して事業を行うための手続きとして、交付申請を行ってください。そのため、応募申請をしていない方や不採択の方は、交付申請を行うことができません。

Q. 応募申請をすれば必ず補助金が交付されるか？

予算の範囲内で採択を行うため、応募申請額が予算額を上回った場合は、審査において審査基準を満たしたとしても、不採択となる可能性があります。また、本補助金の趣旨に沿わない事業なども不採択になります。

Q. 申請書類の「補助事業計画書（様式第1号 別紙1）」と「創業事業計画書 別紙」は同じ項目の記載があるが、同じ内容を記入したらよいか？

「創業事業計画書 別紙」は、創業に係る計画を記入してください。商工会の個別相談時に作成済の場合は、そのまま添付してください。作成日は作成時点の日付で構いません。

「補助事業計画書」は、今回応募申請する補助事業（改装費・設備費・広告宣伝費・事務所の賃借料）についての計画書として作成してください。例えば、設備費の場合は、その設備を導入する動機やスケジュール、効果などを記入してください。内容が「創業事業計画書 別紙」と重複しても構いません。

Q. 個人で事業をしている。必要書類の住所はどのように書けばよいか？事務所の所在地を記入すればよいか？

「申請者の欄」には、個人のため、自宅の住所を記入してください。

【法人】所在地・事務所(会社)名・代表者名

【個人】自宅住所・氏名

(2)対象について

Q. 福津市内に住んでいる。これから市外で事業を始める予定だが、申請はできるか？

市外で事業をされる場合は、対象外となります。

Q.市外に居住し、福津市で開業をする場合、申請はできるか？

個人の場合、市外に居住の場合は、対象外となります。ただし、申請年度内に市内に転居し、住民票上の住所が福津市内に変わる場合は、対象となります。

会社の場合は、対象となります。ただし、市内でのみ実施する事業でなければなりません。

Q. 福津市に営業所があり、市外に登記(本社)がある場合、申請はできるか？

営業所が主な事業所である場合は、その実態の分かる資料を持参の上、窓口へ相談してください。

Q. 2年前に個人で開業し、今年法人化を行う場合、申請はできるか？

法人成り(すでに事業を営んでいる個人が法人化する場合)のため、対象外となります。

Q. 一般社団法人として今年から事業を始める場合、申請はできるか？

本補助金の対象は、「個人又は会社（株式会社・合同会社・合資会社・合名会社）」となっています。そのため、一般社団法人は対象外となります。

(3)特定創業支援等事業について

Q. 「特定創業支援等事業」とは何か？

創業を希望する人が経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識取得を目的に、福津市商工会が実施する「個別相談支援」を4回以上1か月以上にわたって受けるものです。

Q. 個別相談支援の予約をしたい。

個別相談支援は福津市商工会が実施しています。

詳細については、福津市商工会へ(0940-42-0315)連絡してください。

Q. 他の市で特定創業支援等事業を修了し、証明書を受け取った場合、申請はできるか？

「福津市の特定創業支援等事業を受けた証明書」が必要となるため、他の市で特定創業支援等事業を修了していても、対象外となります。そのため、改めて福津市で特定創業支援等事業を受けてください。

Q. 親族が設立した法人を引継ぎ、全く別の事業を実施する予定。この場合、支援を受けることができるか？

事業継承は、特定創業支援等事業の対象外となります。

(4)補助対象経費について

① 改装費

Q. 改装費の施工について、市外の事業者の施工でも対象になるか？

市内事業者が取り扱っていない、特殊な工事以外は対象外となります。

Q. 住宅とは別に事務所を設ける予定。その土地と建物の所有者が親族のため、親族から賃貸する場合、改装費は対象になるか？

改装費については、施工業者が親族でなければ、対象となります。工事内容がわかる資料（図面等）と見積書を添付してください。なお、賃借料は親族との取引となるため、対象外となります。

Q. キッチンカーでの創業を予定している。キッチンカーの内装工事やキッチンカーを営業する際の駐車場代（借り賃）は対象になるか？

車両は汎用性が高いものとして対象外のため、キッチンカーの改装費も対象外となります。

また、営業する駐車場代についても対象外となります。

ただし、キッチンの設備費は、車両と見積が明確に別れている場合は、対象となります。内容がわかる資料（設備のスペックがわかるカタログ等）と見積書を添付してください。

② 設備費

Q. 事業で使用する軽トラックや、牽引するトレーラーは対象になるか？

また、事業において必要な物資を保管するコンテナは対象になるか？

車両は汎用性が高いため、対象外となります。また、牽引するトレーラーも、車両と一体と見なすため、対象外となります。

コンテナについても、汎用性が高いため、対象外となります。

Q. 中古品の業務用設備を購入する場合、対象になるか？

中古品の場合、対象外となります。

③ 広告宣伝費

Q. インターネットの広告掲載サイトや情報誌などへの広告掲載費は対象になるか？

対象になります。掲載内容がわかる資料や掲載する媒体の概要がわかる資料、見積書を添付してください。

④ 賃借料

Q. 兄弟が所有する店舗を借りる場合、対象になるか？

3親等以内の者が所有する不動産は、対象外となります。

Q. 事務所兼自宅の場合、賃借料は対象になるか？

事務所兼自宅の場合は、面積に応じて按分となります。事務所の図面と事務所部分が何平米かわかる資料を添付してください。

最終的な対象の可否については、
申請内容や書類をもとに審査を行い、決定します。